

## 荒牧 俊一 議員



### 永住外国人の地方参政権付与について

**Q** 鳩山内閣は、なぜ永住しているといつても外国人に地方選挙への参政権を与えなければならぬのか全く疑問である。国益を損ない、地方自治にも大きな影響を与え、国の根幹をも揺るがしかねないような、永住外国人の地方参政権付与が、民主党政権により選挙の手段として法制化しようとする動きを、自治体の長、三役としてどのように考えているのか尋ねる。

**A** 教育長という教育行政においての中立であらねばならないという立場であるので、私の答弁は遠慮させていただきたい。

**A** 副村長 国のレベルで見ると世界で、国連加盟国が192ヶ国、そういってこの参政権を付与している国は22ヶ国になっている。

他の国はどの国にあつても被選挙権、投票する権利すべてにおいて認められてないというのが現状であり、世界全般がこういう状況であるということを知っている。

**A** 村長 全く時期尚早の議論を深めた上でのこと、だといふふうに考えているし、また国内の多くの自治体においても反対の意見書というものが採択されておるといふような状況でもある。そういうことで、はっきり申し上げて、このことにはあまり賛成できない。

## 脇坂 春喜 議員



### 生活排水処理「浄化槽設置」事業を問う

**Q** 市町村設置型について次の点を問う。  
①村での維持管理は、行政改革に逆行していないか。  
②浄化槽を、村の財産としてみた場合、用途変更、使用中止、転売等どのような対応を考えているのか。  
③今後の課題として、単独浄化槽から高度処理型浄化槽の敷設変えということになるが、生活排水環境向上のため、推進計画はどのように進めるのか。

**A** 環境対策課長 ①村の財政負担も生じると考え

ているので、十分検討していく必要がある。

②用途変更の場合は、変更申請で対応する。使用中止、転売など現在発生していないが、撤去等も含めて検討が必要。財産としての考えは、取り組み市町村も少なく、新しい制度のため今後の経過を見守っていきたい。

③今年度の事業により、水質保全の向上に努め普及啓発する。

### 村営施設の運営「施設」方針を問う

**Q** 指定管理業者が決まった今こそ、早期に58ヶ所の村営施設を見直し運営方針を打ち出すことが総合的に村民の利益につながるのではないか

**A** 村長 公の施設を見直し、整理して合併効果を出すことは大変大事だと思つてい

る。今後の村づくりを考え健全な財政を維持していく考えを第一とするならば、早期に良い方向に進むよう努力する。提言を真摯に受け止め、しっかりと考えていくことを約束する。